

北上市環境保全型農業直接支払交付金交付規則の一部を改正する規則

北上市環境保全型農業直接支払交付金交付規則（平成27年北上市規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（実績報告） 第8条 交付決定者は、市長が定める日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 （1）環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書（実施要領様式第8号） （2）環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書（実施要領様式第12号） （3）〔略〕 別表（第4条関係）			（実績報告） 第8条 交付決定者は、市長が定める日までに、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。 （1）環境保全型農業直接支払交付金に係る実施状況報告書（実施要領様式第9号） （2）環境保全型農業直接支払交付金に係る営農活動実績報告書（実施要領様式第11号） （3）〔略〕 別表（第4条関係）		
農業生産活動等		交付単価（10アール当たり）	農業生産活動等		交付単価（10アール当たり）
取組	要件		取組	要件	
化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取	〔略〕	円 6,000	化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取	〔略〕	円 5,000

組」という) とカ バークロップ (緑 肥の作付け) を組 み合わせた取組				組」という。) と 緑肥の施用を組み 合わせた取組		
5 割低減の取組と 炭素貯留効果の高 い堆肥の水質保全 に資する施用を組 み合わせた取組	要綱別紙第 1 第 4 項第 1 号及び実 施要領第 4 第 1 項第 1 号のとお り。	水稻 (0.5 トン以上施 用する堆肥 (豚ふん堆 肥及び堆肥の水分量に かかわらず乾物当たり の窒素量が 2 パーセン ト以上のもの並びに堆 肥の水分量が 50 パーセ ント未満でかつ窒素量 が 1 パーセント以上の もの))	2,200	5 割低減の取組と 炭素貯留効果の高 い堆肥の水質保全。 に資する施用を組 み合わせた取組	要綱別紙第 1 第 4 項第 1 号及び実 施要領第 4 第 1 項第 1 号のとおり	3,600
		水稻 (1 トン以上施用 する堆肥 (豚ふん堆肥 及び堆肥の水分量にか かわらず乾物当たりの 窒素量が 2 パーセント 以上のもの並びに堆肥 の水分量が 50 パーセン ト未満でかつ窒素量が 1 パーセント以上でな いもの))	4,400			

	水稻以外	4,400			
有機農業の取組	要綱別紙第1第4項第8号及び実施要領第4第1項第8号のとおり。 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業（土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークropp、リビングマルチ又は草生栽培のいずれかを実施する場合）に限り2,000円を加算）	12,000	有機農業の取組（ そば、あわ、ひえ 、きび又は飼料作物を除く。）	要綱別紙第1第4項第5号及び実施要領第4第1項第5号（以下「5号要件」という。）のとおり。	14,000
	上記要件を満たすもののうち、そば、あわ、ひえ、きび及び飼料作物の場合。	3,000		5号要件のほか、炭素貯留効果の高い有機農業（土壌診断を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施する場合）	16,000
			有機農業の取組（ そば、あわ、ひえ 、きび又は飼料作物に限る。）	5号要件のとおり。	3,000
5割低減の取組と メダカ等魚類を保護する管理を組み合わせた取組	レッドリストに記載の準絶滅危惧種以上の魚類希少種を保護し、かつ以下の全てを満たすもの。 (1) 作付け中に水田内に保護す	3,000			

	<u>る魚類を誘導すること。</u> <u>(2) 設置した溝に中干し前に魚</u> <u>類を避難させること。</u> <u>(3) 魚類避難場所周辺の草刈り</u> <u>を行うこと。</u>				
5 割低減の取組と <u>リビングマルチを</u> <u>組み合わせた取組</u>	要綱別紙第 1 第 4 項第 3 号及び実 施要領第 4 第 1 項第 3 号のとおり 。 <u>上記要件を満たすもののうち、小</u> <u>麦・大麦・イタリアンライグラス</u> <u>の種子を使用する場合。</u>	5,400		5 割低減の取組と <u>炭の投入を組み合</u> <u>わせた取組</u>	要綱別紙第 1 第 4 項第 3 号及び実 施要領第 4 第 1 項第 3 号のとおり 。 5,000
5 割低減の取組と <u>草生栽培を組み合</u> <u>わせた取組</u>	要綱別紙第 1 第 4 項第 4 号及び実 施要領第 4 第 1 項第 4 号のとおり 。 <u>4 号要件のとおり。（そば、あわ、ひえ、きび又は飼</u> <u>料作物を除く。）</u>	5,000		5 割低減の取組と <u>総合防除を組み合</u> <u>わせた取組</u>	要綱別紙第 1 第 4 項第 4 号及び実 施要領第 4 第 1 項第 4 号（以下「 4 号要件」という。）のとおり。 （そば、あわ、ひえ、きび又は飼 料作物を除く。） 4,000
5 割低減の取組と <u>冬期湛水管理を組</u> <u>み合わせた取組</u>	冬期間の水田に水を張る取組であ って、以下の全てを満たすもの。 <u>(1) 2 月以上の湛水期間を確保</u> <u>するための適切な取水措置及</u> <u>び漏水防止措置が講じられて</u>	8,000		<u>4 号要件のとおり。（そば、あわ</u> <u>、ひえ、きび又は飼料作物に限る</u> <u>。）</u>	2,000

	(4) <u>他の直接支払で、畦畔除草に支援が行われていないこと</u> —				
5 割低減の取組と 総合的病害虫・雑 草管理（I P M） と組み合わせた交 信攪乱剤による害 虫防除の取組	りんごの I P M実践指標に基づく 管理と、害虫の交尾期に交信攪乱 剤により行う防除の取組を合わせ た取組であって、以下の全てを満 たすもの。 (1) <u>交信攪乱剤は、農薬の使用</u> <u>基準に定める本数を設置する</u> <u>こと（コンフューザー R の設</u> <u>置本数100～120本／10 アー</u> <u>ル）。</u> (2) <u>交信攪乱剤は、対象となる</u> <u>害虫の交尾阻害効果が期待で</u> <u>きる適切な時期に設置されて</u> <u>いること（コンフューザー R</u> <u>の対象害虫はハマキムシ類、</u> <u>シンクイムシ類であり、6 月</u> <u>月上旬までに設置すること）。</u> (3) <u>岩手県が定める I P M実践</u> <u>指標のうち、おおむね 8 割以</u> <u>上実践すること。</u>	8,000			
5 割低減の取組と	アスパラガスの I P M実践指標に	8,000			

総合的病害虫・雑草管理（I P M）と組み合わせたほ場周辺除草	基づく管理と、周辺ほ場の除草に非選択性除草剤を使用せず、草刈り機械等による除草管理を実施する取組を合わせた取組であって、以下の全ての要件を満たすもの。 (1) 除草剤を使用せず、刈払い機等によりほ場周辺を3回以上除草作業をすること。 (2) 岩手県が定めるI P M実践指標のうちおおむね8割以上実践すること。 (3) 他の直接支払で、ほ場周辺除草に支援が行われていないこと。				
5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	要綱別紙第1第4項第5号及び実施要領第4第1項第5号のとおり。	3,000			
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	要綱別紙第1第4項第6号及び実施要領第4第1項第6号のとおり。	800			
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	要綱別紙第1第4項第7号及び実施要領第4第1項第7号のとおり。	800			
有機農業の取組の	[略]		有機農業の取組の	[略]	

拡大に向けた活動		拡大に向けた活動	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の北上市環境保全型農業直接支払交付金交付規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。